

一、本組合は、大阪府大阪市東区東船場一丁目一ノ三番地（以下「本所」とす）に事務所を設け、大阪府労働組合連合会に加盟し、大阪府労働組合連合会を通じて労働組合の権利義務を行使し、労働組合の活動に協力することを旨とする。

二、本組合は、大阪府労働組合連合会に加盟し、大阪府労働組合連合会を通じて労働組合の権利義務を行使し、労働組合の活動に協力することを旨とする。

三、本組合は、大阪府労働組合連合会に加盟し、大阪府労働組合連合会を通じて労働組合の権利義務を行使し、労働組合の活動に協力することを旨とする。

四、本組合は、大阪府労働組合連合会に加盟し、大阪府労働組合連合会を通じて労働組合の権利義務を行使し、労働組合の活動に協力することを旨とする。

五、本組合は、大阪府労働組合連合会に加盟し、大阪府労働組合連合会を通じて労働組合の権利義務を行使し、労働組合の活動に協力することを旨とする。

六、本組合は、大阪府労働組合連合会に加盟し、大阪府労働組合連合会を通じて労働組合の権利義務を行使し、労働組合の活動に協力することを旨とする。

七、本組合は、大阪府労働組合連合会に加盟し、大阪府労働組合連合会を通じて労働組合の権利義務を行使し、労働組合の活動に協力することを旨とする。

八、本組合は、大阪府労働組合連合会に加盟し、大阪府労働組合連合会を通じて労働組合の権利義務を行使し、労働組合の活動に協力することを旨とする。

九、本組合は、大阪府労働組合連合会に加盟し、大阪府労働組合連合会を通じて労働組合の権利義務を行使し、労働組合の活動に協力することを旨とする。

十、本組合は、大阪府労働組合連合会に加盟し、大阪府労働組合連合会を通じて労働組合の権利義務を行使し、労働組合の活動に協力することを旨とする。

財団法人協調會大阪支所

ソシテ二名ニ所謂涙金拾五圓ヲ與ヘタ、
 誠首サレタ庄村、三原及ビ彼等ノ一派（大阪機械労働組合鯉江支
 部員）ハ解雇手當額ガ少イト云ツテ不平ヲ洩シテアル職工ヲ煽動
 シタ、

参照、 誓約書

私儀今般貴工場ニ御雇入レ被下候ニ就テハ左ノ各項確守致ス可
 ク候事

- 一、貴工場諸規則並ニ従業員心得ヲ遵守シ誠實ニ相働キ極力良
 品ヲ製造スベク努力仕ル可ク候
- 二、貴工場ノ機械、器具ノ取扱ヒハ最モ丁寧ニ苟クモ貴社ニ損
 害ヲ及ボサル様注意致ス可ク候
- 三、萬一自己ノ怠慢ニ依リ毀損又ハ破壊シタル爲メ現品又ハ代
 金ヲ以テ之レヲ辯償スベク命ゼラレ候節ハ異議ナク之レニ
 應ズベク候